

評議員及び役員等の報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人清流会（以下「法人」という。）評議員及び役員等の報酬等の支給の基準について定めるものである。

(定義)

第2条 この基準において役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 苦情解決第三者委員
- (5) その他、法人から職務を委嘱された者

2 常勤役員とは、理事で定款第4条に定める事務所を勤務場所とし、週4日以上を法人の業務に従事する者をいう。

3 非常勤役員とは、評議員及び役員等の内、前項に定める常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員等には、勤務形態に応じて次に掲げるところにより報酬等を支給することができる。

(1) 常勤役員には、報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）を支給することができる。ただし、法人の職員を兼務する場合は、次号の非常勤役員に対する報酬の支給に準ずる。

(2) 非常勤役員には、報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の額)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

(非常勤役員の報酬の額)

第5条 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給額の制限)

第6条 前二条の規定にかかわらず、各年度の報酬等の支給額は、次に掲げるところによる。

(1) 評議員に対する報酬は、定款第8条において定める報酬の総額を超えない範囲とする。

(2) 理事及び監事に対する報酬等は、定款第21条の定めるところにより理事が総額30万円、監事が総額10万円を超えない範囲とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 常勤役員が、月の中で就任、退任又は解任する場合の報酬及び通勤手当の額については、その月の総日数から、日曜日及び土曜日の日数に4を加えた日数を差し引いた日数を基礎として、日割り計算によって計算する。

(報酬等の支給方法)

第8条 評議員及び役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 常勤役員に対する報酬等は、月毎に支払うものとし、前月分を翌月の15日までに、当該役員が指定する金融機関の口座へ振込によって行うものとする。

(2) 非常勤役員に対する報酬は、原則として当該年度分を年度末に締め切り一括して支払うものとし、当該役員が指定する金融機関の口座へ振込によって行うものとする。

2 前項の支払に当たり、報酬等の支給額から法令等の定めるところにより控除すべき金額があるとき、及び本人から控除の申し出があった費用があるときは、当該金額を控除して支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 報酬等の計算において1円未満の端数が生じた時は、円未満を四捨五入する。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この基準は、平成28年度に関する定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月12日から施行する。

別表１（第４条関係）

常勤役員の報酬等

区 分	支給対象等	支 給 額	備 考
報 酬	理 事	月額 １３０，０００円	
通勤手当	片道１０km未満	月額 ３，０００円	
	片道１０km以上	月額 ５，０００円	

別表２（第５条関係）

非常勤役員の報酬

（１）評議員、理事及び監事		
職 務 内 容	日 額	備 考
評議員会、理事会、監査への出席（決議及び報告の省略を含む。）	３，０００ 円	
評議員、理事及び監事として上記以外の業務への出席	２，０００ 円	
（２）評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員及びその他法人から委嘱された者		
職 務 内 容	日 額	備 考
委員等としての業務への出席	２，５００ 円	
※ 上記（１）及び（２）の支給において、同日に複数の職務に出席した場合は、次のとおりとする。 ア 法人職員を兼務している場合は、重複支給しない。 イ ア以外の役員等の場合は、重複した報酬の半額分を支給する。ただし、半額にする職務内容は日額の少ない方とする。		